

岡山市養育費履行確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養育費の取り決めにかかる公正証書等の作成に要する本人負担費用(以下「公正証書等作成経費」という。)及び保証会社等と養育費保証契約を締結する際に必要な経費(以下「養育費保証契約締結経費」という。)について、補助金を交付することで、養育費の取り決め内容の債務名義化を促進するとともに、養育費の継続的な履行を確保し、ひとり親家庭の児童の福祉の向上を図ることを目的とする。この要綱に定めるほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する、20歳に満たない者
- (2) ひとり親 児童を監護する配偶者のいない母又は父
- (3) 公正証書等 強制執行認諾約款を付記した公正証書、確定判決、調停調書その他の養育費に関する債務名義を有する文書
- (4) 養育費保証契約 養育費が支払われない場合に、養育費の支払い義務者に代わって立て替えや支払い義務者からの回収を業として行うことが認められた保証会社等と締結する養育費の立て替え等に係る契約

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、交付申請時において、ひとり親であって、岡山市内に居住し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める受給要件のすべてを満たす者とする。

(1) 公正証書等作成経費補助金

- ア 児童扶養手当の支給を受けている又は同程度の所得水準にあること
- イ 養育費の取り決めに係る公正証書等の作成に係る経費を負担していること
- ウ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- エ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に監護していること
- オ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に係る補助金を交付されていない又は交付される予定がないこと

(2) 養育費保証契約締結経費補助金

- ア 児童扶養手当の支給を受けている又は同程度の所得水準にあること
- イ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ウ 保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結していること

エ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に監護していること

オ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費保証契約に係る補助金を交付されていない又は交付される予定がないこと

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 公正証書等作成経費補助金

養育費の取り決めに関する公正証書等の作成に要する次に掲げる経費のうち、補助金の交付の申請を行う者(以下「申請者」という。)が負担した経費とする。

ア 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に規定する公証人手数料(養育費以外の法律行為のみの手数料は除く。)

イ 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停(離婚)申し立て又は裁判に要する収入印紙代(離婚請求及び養育費請求の費用に限る)、その他戸籍謄本等添付書類取得費用(養育費に関連するものに限る)及び連絡用の郵便切手代等

(2) 養育費保証契約締結経費補助金

保証会社等と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として申請者が負担した経費とする。

2 補助金の額

(1) 公正証書等作成経費補助金

補助金の額は、前項(1)に定める補助対象経費の合計額とし、4万3千円を上限とする。

(2) 養育費保証契約締結経費補助金

補助金の額は、前項(2)に定める補助対象経費の合計額とし、5万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、養育費履行確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める必要書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 公正証書等作成経費補助金

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者の場合に限る。)、又は申請者の前年(1月から5月末までに申請する場合は前々年)の所得の額についての市町村長の証明書

ウ 補助対象経費の領収書等の写し

エ 養育費に係る公正証書等の写し

オ その他、市長が必要と認めるもの

(2) 養育費保証契約締結経費補助金

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者の場合に限る。）、又は申請者の前年（1月から5月末までに申請する場合は前々年）の所得の額についての市町村長の証明書

ウ 補助対象経費の領収書等の写し

エ 保証契約に係る契約書の写し

オ その他、市長が必要と認めるもの

2 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

3 申請者は、申請書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに提出するものとする。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 公正証書等作成経費補助金 公正証書等を作成した日から6か月以内

(2) 養育費保証契約締結経費補助金 養育費保証契約を締結した日から6か月以内

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第6条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(交付決定)

第7条 市長は申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し養育費履行確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、申請者に対し養育費履行確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 前条第2項により交付の決定を受けた申請者は、養育費履行確保支援事業補助金補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項による請求を受けた日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請を行った者は、第7条第2項の規定により通知を受領した場合において、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、養育費履行確保支援事業補助金交付申請取下書(様式第5号)により申請の取下げをすることができる。

(決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合においては、決定の全部又は一部を取り消し、養育費履行確保支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、第9条による申請の取下げがされた場合、又は前条による決定の取消しをした場合に、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて申請者から補助金の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行し、同年4月1日以後の作成に係る公正証書等から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。養育費保証契約締結経費補助金は、同年4月1日以後締結した保証契約から適用する。
- 2 改正前の要綱に定める様式による用紙のうち、この要綱の施行の際現に保有する用紙は、当分の間所要の調整をして仕様することができる。

